

【教育部関係】

議案第28号 伊豆市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q. 議案書139ページから始まりますけれども、もう一度すみません。

この制度を令和5年度から導入するんですけれども、詳細な説明と、あとこの制度導入することによって教育現場どういような変化が起きてどういう効果が得られるかというところ説明願います。

A. 制度の説明について説明をさせていただきたいと思います。

学校運営協議会につきましては、今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律にのっとりまして、令和5年度から、4月1日からの施行を予定しておるところでございます。

今まで、学校評議委員という皆様方に学校運営という学校の運営に関わっていただいていたところでございますが、今回、もう少し一歩踏み込んだ形ということで、学校運営の基本方針であったりとか、あとは学校職員の任用に関することなどに意見を述べたり、承認をしたりといったところまで踏み込んだ状態の中で進めることによって、逆に学校と地域が一層深まるというような形のものをつらえるために今回の制度が導入されているところでございます。

これについては、文部科学省のほうも推奨しておりまして、それに伴い県のほうでも推奨されている事業ということで、今年度私どものほうでも実施に踏み切らせていただきたいと思いますと考え、条例のほうを改正させていただく形を取りました。

効果につきましては、これまで以上に地域のほうが学校に踏み込んだ発言というか、より地域の意向というのも意識した学校運営というものができてくる形になります。

以上です。

A. 若干ちょっと補足をさせていただきます。

まずこの制度ですけれども、今もコミュニティスクールというのは学校であるところもあります。南小さんですとか熊坂小さん、土肥小中一貫校とか。そのコミュニティスクールをもうちょっと制度化しましょうということで今回この制度ができています。

委員さんにつきましては、議案質疑のほうでもお答えさせていただきましたけれども、地方行政のその法律に位置づけられていますもので、委員さんは条例で制定して報

酬をお支払いすると。活動については規則で活動をするというようなことを今考えております。

学校はいろんな方が支えていらっしゃいますので、いろんな声があるわけですね。その声をいわゆるその、例えば学校の支えている方が市民としますと、この委員さんは議員さんのような格好になって、そのような人の声をいただいて学校にいろいろと提案するというような形になります。

主な仕事とすると、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、権限にもなりますけれども、あとその承認された学校運営方針について議論を重ねまして、協議会で合意形成された意見を教育委員会とか校長に述べると。

また、これいろんなやり方があるんですけども、先生に関しても、こんな先生を採用したらいいんじゃないかというような意見を述べるができるというようなことを、これ学校運営に関して、例えばこういう学校のこのコミュニティスクールでこういう授業やったらどうだということが出たら、じゃこういうことに詳しい先生を採用したらどうかとか、そういう意見を言うことができるということで、学校を支える方の代表者として学校にいろいろ物を申せる。

こういう、聞かれたら答えるというような今までの体制よりは、一歩進んだ形になると。地域と学校が一緒になって子供たちを支えるとそういうような組織になります。

以上となります。

Q. 分かりました。

それじゃもうちょっと掘り下げたいと思うんですけども、法律に基づく設置ということだったんですけども、伊豆市の地域性とか文化であるとかいろいろあると思うんですけども、その辺を加味した上で、この制度を伊豆市独自のこういった視点で運営してもらいたいというような教育委員会のそういった要望、要望というか希望みたいなものというのはあるんですか、コミュニティスクールも含めて。

A. 伊豆市のほうでこういうようにしてもらいたいということについては、まだ実際細かいところまでは決めておりませんが、むしろ学校のほうでこれからスタートする中でやりながら、その学校に則した組織ですとかを規則の範囲内の中につくっていただきたいと今考えております。

以上です。

Q. これからということですね。

最後聞きますけれども、令和5年4月施行になります。4月からスタートということ

なんですけれども、各学校のいろんな動きもあると思いますけれども、人数も含めた体制は今の時点である程度青写真ができてきているのか、既に決まっているのか。また、委員として依頼する方々はどんな方を予定していて、または決まっているのか、それを教えてください。

A. 現状定員については15名という形で調整を、各学校15名以内という形で調整をさせていただいているところでございます。ただ、学校さんと聞き取りをする中では、現状、そこは15名ほしいよというところもあれば、やはりその5名ぐらいでもいいよというところもございます。ですので、そういったところは学校の運用に応じた対応をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

委員としましては、学校評議委員さんがこれをそのまま入っていただくという形のこともございますし、あとはコミュニティスクール推進委員さんという方もいらっしゃればそういった方にも入っていただいたりとか、あとは元PTAの方に入っていたりとか、地域にかなり関わっていただいている皆さんに入っていただくというところが、イメージとしてこちらのほうでできているところでございます。

Q. 分かりました。結構です。

Q. それを踏まえて、今回報酬に関する条例なんです。これ見ていくと、新旧対照表見てもほかの委員さんみんな日額で1万円なのに対して、学校運営協議会委員だけ年額で1万円ということで、前の議案質疑のときにも話題になって答えてはいただいているんですけども、極端に少ないという印象に、逆にこの表で見るとなってしまうんですが、その理由、まあ他もそうだとかということなのかもしれないんですけども、何か極端に、年額って、他が日額なのに年額で1万円っているのに印象を持ってしまうんですけども、もう一回説明をお願いします。

A. 年額1万円というところではございますけれども、この議案質疑のときもちょっとお話をさせていただいたところではございますが、かなり県とか市町によってもばらばらな状況でございます。例えば、伊東市さんとかですともう1回1,800円とかというような金額もあれば、逆に静岡県さんなんかは1時間1,500円であったりもしているような状況でございます。函南町さんあたりですと年額でこちらのほうは8,000円であったりとかしておりまして、もうかなり場所によって年額であったり、回数だったり、日額だったりという形でばらばらな状況でございます。

そうした中で、伊豆市というところで考えた場合、職責等を鑑みた場合、学校評議委

員と職責が似通っている部分もございますので、そういったところを参考にさせていただきながら、今回1万円という形で設定をさせていただいたところがございます。
以上です。

Q. 1点よろしいでしょうか。

その選出方法、この前権限ということで聞いたんですが、いわゆる公募制というか手挙げみたいな制度というのは導入は考えておるのでしょうか。あるいは今のお金のことは国庫補助と理解していいのか、それとも財源は単独なんですか。

[発言する人あり]

Q. そうすると、財源が単独だといわゆる全国がそうだからといって横並びじゃなくて、伊豆市では5万円ぐらい出そうということも決めようと思えば決められるということ
で理解してよろしいですか。そういうことですか。

[発言する人あり]

A. これにつきましては、金額については、ほぼほぼまちまちというような状況でございます。ということで、議員御指摘の中で5万円ということであれば、本当伊豆市として特化してやるということであるのであれば、予算が可能であればそういったことも可能ではないかというふうに思います。

あと手挙げにつきましては、あくまでも学校のほうで調整をしていただくような形になっております。ですので、学校によって地域にどういった人がいらっしゃるかというのはまちまちな状況がございます。ただ、それと学校の運営方針との絡みの中で、学校のほうで選出をしていただくという形を取っております。

(討 議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第29号 伊豆市立小中学校等教職員住宅設置条例の廃止について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q. 白岩にあった教職員住宅の解体に伴って廃止ということで理解しています。前回の説明で、ここに住んでいた方も民間のアパート等に住んで、住宅手当等があるので問題ないというふうに聞いていますが、あそこだけ残ったということは、当初は、民間の住宅等がなかったのです。そういうものを自治体のほうであつらえて、そこに先生方が住まわれていたけれども、流れとしては民間の賃貸物件とかに移られていったのでだんだんなくなってきて最後1棟残っていたというようなことでいいのかということと、もう一回確認で、民間のアパートに行っても手当等があるので問題ないですよということでもいいのかということを確認させてください。

A. まずは、賃貸物件に皆様移られたというところの中で、現状、議員の御理解のとおりでございます。

今まで、あの周辺にはもう賃貸物件限られていた時期もございました。だけれども、周辺、伊豆市含めかなりできているというような状況の中で、そういったところの中で移っていくというところで皆さん御対応いただいております。特にこちらのほうで賃貸物件がないので何とかしてもらえないかというような御要望があったら伺うところもございましたけれども、そういったお話もなかったものですから、皆さんスムーズに移行していただいたというふうに理解しております。

また、家賃補助についてですけれども、家賃補助自体が、金額にもよるんですけれども、例えば6万円以上は幾らであったりとか、あとは2万5,000円から幾らとかちょっと段階にもよって分かれることはあるんですが、県としての家賃補助というのがあるというふうに伺っております。

以上です。

Q. 今、委員のほうの質疑でもいろいろあったんですけれども、市内に残っていたいわゆる公営の教職員住宅がこれでなくなることによって、伊豆市のこの当該条例を廃止する、そういう提案ですよ。

そこでちょっと聞きたいんですけれども、そもそもその公営の教職員住宅の役割、設置したその目的、それは何だったんでしょうか。

A. そもそもの部分につきましては、教職員の赴任されてくることの利便化、あとは人事的な面で広域的に人事が行えるというようなところ、あとは教職員にぜひ来ていただけるというようなところを図るためにこういった住宅を設置をさせていただいて、それで今まで運用してきたというふうに理解しております。

以上です。

A. ちょっと補足をさせていただきます。

設置条例あるんですけれども、その中でもともと、こちら地方教育行政の組織及び運営に関する法律30条というのがありまして、それ教職員の福利厚生ということですから、赴任の利便に際しまして人事の広域化ということがあったものですから、適正な招致を図るためにこういうものを置いて、福利厚生の一部でこういう施設を置いて先生方を呼びましようという、そういう目的が当初あったということと理解しています。

以上になります。

Q. 法律の裏づけであるとか条例の裏づけであるとか、その辺のことは確認できました。

ということは、公共施設の再配置とかいろいろあるわけなんですけれども、それとは別に、先生方のいわゆるその通勤手段であるとか、あとはその通勤に使う道路の整備状況であるとか、その辺というのは環境が、その以前の住宅を設置した頃に比べると格段によくなったのか、その辺で福利厚生という面で教職員が学校現場に通勤するのに支障がなくなってきたからこういうような流れになっているのか。いやまたまた別の要因があってこうした廃止のような状況になるのか。もしくは民間のアパートがたくさんできたとか、民間の家賃がそれほど高くないとかいろんな状況あると思うんですけれども、どんな要因があるんですか、教えてください。

A. 通勤手段につきましては、今ほとんどの先生方が車を使って通勤しております。また、遠い方も中にはいらっしゃるんですけれども、例えば、私以前土肥のほうへ通っておりますけれども、土肥のほうにつきましても大分道路がよくなりまして、大変通勤については以前に比べると条件が非常にようになっております。

ですので、他市町に居住していても伊豆市の学校に通うことについてはある程度以前よりはいい環境になっているのかなと思っております。

以上です。

Q. はい、分かりました。

Q. ちょっと、今から私言うのは不規則かもしれませんが、先輩に教わっていたことですが、

この教職員の人事というのは、何か希望もあるけれども、今の学校運営協議会でこんな先生がほしいよと、こうもらいにいくそうなんです。そのとき、いい福利厚生で旧中伊豆町なんて昔バスも通っていないで台風だと遮断されていて、そういったいい環

境で受皿がぜひ来てくれというような形での環境を整えたと。しかも人事異動のときはPTA会長がついていって向こうに送り届けたとか、迎えに行ったとか、本当かどうか分かりませんが、そんなよううわさ聞いて、そんなような福利厚生の一環として私も理解していて、それが今の交通事情の発達の中で要らなくなったからそうだなと。

土肥とかもなくなって。

これで伊豆市全部なくなったって理解でよろしいんですか。だから条例を廃止するという。唯一残っていたのが中伊豆だったということみたいですね。

そんなところでしっかり受皿整えないとなかなかこんな、こんなって失礼ですね、旧中伊豆町辺りには来てくれなかったということでうんと努力したみたいでしたね。そういうふうに理解していたものですから、そういう役割が終わったからということで私もああそうですかと思ったんですけども。すみません、余分なことを言っていました。

(討 議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

【健康福祉部関係】

議案第12号 令和5年度伊豆市介護保険特別会計予算

(補足説明) なし

(質 疑)

Q. 緑色のファイルの予算説明資料の160ページの認定調査費です、1番上の。

これのちょっと細かいところで確認したかったんですけども、3の主治医意見書料年間1,665件、771万4,000円とあります。令和4年度の同じく説明資料によると、同じところで、年間の1,665件は変わらないんですけども、764万円になっています。微々たる増額なんですけれども、この金額の違いは何なのか説明願います。

A. 主治医意見書の件数のほうは変わらないんですけども、こちらのほうは歳出と歳入の予算の関係上、金額のほうの端数の処理をした関係で金額が上がったという状況です。件数自体の金額等は大きな変更はありませんでした。

以上です。

Q. 意見書の単価は変わらないんですね。

〔「はい」と言う人あり〕

Q. その中で、歳入、歳出を計算した際に、金額の端数部分の処理で、これは細かく言うと771万4,000円、今年度が764万円ですから、およそ7万円強ぐらいのアップになるんですけれども、もう一回何でそうなったのかとちょっとよく理解できないのでお願いします。

Q. ちょっと補足の関連で、この年間165件というのは4月1日から3月31日までの件数。

〔「はい」と言う人あり〕

Q. お金は3月にやった人は次の翌年の4月とかに払っていると、そのずれがあるんじゃないかと私思っていたんですけれども、そうじゃなければそうじゃない、そうならそうだとということと絡めてお願いいたします。

A. そのずれはありません。

歳出の金額を決めたときに、何万円という金額が100万円単位に数字を丸めなければならなかったので、1番用途のある主治医意見書のほうで調整をしました。そのときの予算計上の仕方が、これだと件数と一致しなかったためちょっと不具合が出てしまって申し訳なかったんですけれども、件数と金額等には今年度とは変更はありません。

Q. 例えば、要するにここに認定調査費というのが総額で1,619万9,000円という数字ありますよね。例えばこれが総予算の中で、要は細かい事業で振り分けた際に、いわゆるその何万円以下は丸めなきゃいけないというところで、こういう数字が出ているということの理解なんですけれども、それでよろしいですね。

〔「はい、そのとおりです」と言う人あり〕

Q. はい、分かりました。

Q. 同じく、説明資料161ページ。

1番上の事業名の施設介護サービス等給付費ですけれども、年々これ増加している事業であると思います。内容が介護老人福祉施設とか介護老人保健施設とか介護療養型医療施設とか介護医療院とかあるわけなんですけれども、こうした需要が増えているのに対して、いわゆるその受け入れてくれる施設の供給がそのキャパというのは、現状健康福祉部ではどのように見えていて、将来的に、例えばその施設が不足してその対応はどういうふうにするのかとか、その辺の見通しというのがこの令和5年度予算から

どういふふうに見えるか説明してもらいたいと思います。

A. 65歳以上の高齢者の数というのが微減しているんですけども、

〔「微減」と言う人あり〕

A. 微減なんですけれども、それは65歳の方は減っていて75歳以上の方が増えているような形で、特に75歳を超えると介護の必要が出てくるということで、認定者の数というのが減っていかないというか、どちらかというが増えていくような感じになっています。

特養なんかで優先順位の順番だとかそういったものがあるんですけども、やっぱり待ちの状態はあるんですけども、待ちではあるんですけども、在宅のサービスとかを使いながら、何とかすぐ入んなきゃということではちょっと危機迫るところまでいっていないとは思んですけども。

これからしばらくは高齢者というか介護が必要な人は増えるので、その中で何とかやっていかなきゃいけないとは思っているんですけども、もっと長いスパンで言うと介護施設も人口減少というのがありますので、必要数も減ってくるのかなと、長いスパンで見るとそうかなというふうに考えております。

また、来年度介護保険の計画の改正年でもありますので、そういったニーズだとかそういったものを把握しながら、介護保険料だったり施設の数なんかを見直したいと思います。

Q. 今の課長の見通しのお話を聞いてある程度理解できたんですけども、そうすると、同じ資料の前の160ページの中ほどに居宅介護サービス給付費というのがありますよね、これがいわゆる要支援者であっても、要介護者であっても、いわゆるその在宅で支援を受ける方というのが想定としては長いスパンで言うと増えてくるということなので、この給付費の事業費が今後また増えていくというそういう見方でよろしいですか。

A. はい、まさにそのとおりだと思います。

Q. はい、分かりました。ありがとうございます。

(討 議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

条例の一部改正について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q. 議案質疑でも質問したんですけれども、この条例はとても親たちが子育てしやすい環境になっていると思いますけれども、先日の副市長のお話にもありましたけれども、そういう補助をもらおうと子供に還元しないでパチンコに行っている親もいたりとか、やはりその分楽になったから違うところに費やす親も多いということを何か言って心配していらっしやいましたけれども、私もとても保育士さんの話を聞くと、要するにそれがうまくかみ合っていないかなということがありますが、本来なら子供に還元すべきことなのに、親たちの還元だけで終わってしまっているんじゃないかというちょっと心配点がありますけれども、その点は子供たちに還元するために何かいい方法とか考えていますでしょうか。

A. 一応、保護者に支給するというのでやっているんですが、一応説明には子供のこれからの子育てに使ってくださいとやっています。特にこれに使ってくださいという指定はしていませんが、あとはその保護者の判断でやっていただくしかないかなとは思っております。

Q. 分かります。そのとおりだと思いますけれども、やはり本来は子供のためにそうするものだと思うんですけれども、そこだから並行してそちらの方向も考えていってほしいと思いますけれども、まだ保育園やこども園やそれとかよく連絡を取り合って、そういう点も改良していくとかということは考えてくださいますでしょうか。

A. 今の御意見も参考にして、よりよいものになるように検討していきたいと思います。

Q. よろしく願いいたします。

Q. ちょっと今のやり取りの疑義が、個人的にはちょっとあまり理解できなかったんですけれども。

これあれですね、保育料の減免に関する条例ですね。その直接現金を親に保護者に寄附して子育てのために使ってくださいねというんじゃなくて、あくまでも支払う経費が減免されるんで、それはもう特定のその子供を保育するという目的に使われるものなんで、その心配はないと思うんですけれども。子育て支援課長、何かいろいろ答弁されていたんですけれども、どういった視点で答弁されていましたか。

A. 質問に対して、保育料ということではなくて、私は10万円とか5万円とかその給付と

いうことで考えて答えてしまいました。すみません。

○委員長 27号とはちょっと違かったんですね。

〔「はい」と言う人あり〕

Q. 全般的にそれはそれなんですけれども、やはり保育の子育て支援には関係していると思うんですよ。だけど、やはりここがこうなるから、わあラッキーと思って、やはり何かその分子供のことを考えないで、本当なら子供をよりよく育てるためにこういう還元しているんだから、そのことも親は考えてもらいたいと思うんですけれども、ただお金が、第2子がただになったから、ああこれで楽になるというだけじゃなくて、いろいろな方面でそういうのを共通してもらって、いろいろなことに共通理解をしながらそういう人もいるし、そういう場合はどういうふうにしていこうかという道立てをしてもらいたいなと思ってやりました。

以上です。

(討 議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

【市民部関係】

議案第10号 令和5年度伊豆市国民健康保険特別会計予算

(補足説明) なし

(質 疑)

Q. 緑色のファイルの予算説明資料です。

145ページの1番上の出産育児一時金1,000万円について伺いますけれども、これは国保の被保険者が妊娠、出産した場合に支給される一時金だと思うんですけれども、件数は20件、今年度の20件と同じ件数を見込んでの予算なんですけれども、例年どういふふうに見込んでいるのかも含めて、来年度20件見込んだその根拠を教えてください。

A. まず、20件見込んだ理由でございます。令和2年度は24件、令和3年度が14件、令和4年度については現在10件というような形になっております。20件は、令和2年度が24件ということなんですけれども、そのほぼ中間的な20件は出産をする見込みということで20件という数字を出させていただきました。

ちょっとまだ令和4年度は76人ということで少ないのですが、令和5年度についてはまだ分かりませんので、一応そんな形で計上させていただきました。

以上でございます。

Q. 今までの実績のおよそ中間値というか、令和4年度、今年度についてもそんな感じで予算立てされていると思うんですけども、この後の条例の一部改正等にも絡む事業だと思うんですけども、妊娠して出産なんで、しかも天からの授かりものなんで、その辺の予想を立てるとするのは非常に難しいことだと思うんですけども、やはりその少子化緊急対策予算ということで一般会計でもいろんな事業組んでいる中で、国保の場合にはこれ1つ目玉事業ですよ。

これ国が主導でやっているものなんですけれども、いずれにしろ、その当該の年齢の方々というのは意識変わってくると思うんですが、例えばこれ件数が増えて予算の1,000万円を超えた場合の措置として、予算書には予備費等計上されているんですが、こういった感じで予算計上するんでしょうか、増額補正も考えているということでしょうか、伺います。

A. ここの部分については増額補正を、もし増えた場合はさせていただくことになります。

以上でございます。

Q. はい、分かりました。ありがとうございます。

(討 議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第11号 令和5年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(討 議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第24号 伊豆市税条例の一部改正について

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(討 議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第25号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(討 議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第26号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正について

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(討 議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。